

(仮称)子どもの権利条例骨子案 (5/12 まで整理)

【全体意見】 条例の名称について

骨子案の段階では、(仮称)「子どもの権利条例」とする。

【全体意見】 条例のトーンについて

- ・ 条例全般にわたって、条文の表記を中学 2、3 年生がわかるようなトーンとする。

【全体意見】 解説書の作成について

- ・ 条文の逐条解説を作成する。
- ・ 小学校低学年用の子どもバージョンを作成する。

前文

盛るべき内容について箇条書きする。

- ・子どもと育ち合う、あたりまえのこと、子ども宣言文の制定、
青森の歴史・自然環境・文化、青森らしさ（ローカリティー）

第 1 章 総則

1. 目的
2. 定義
3. 責務

第 2 章 子どもの権利の普及

1. 広報及び普及
2. 子どもの権利の日
3. 学習等への支援

第 2 章を第 3 章、第 4 章の組みなおしに含める。（「大人による子どもの権利保障」と「子どもにやさしいまちづくりの推進」）

第 3 章 子どもの基本的権利

1. 子どもの基本的権利
2. 安心して生きる権利
3. 自分らしく生きる権利
4. 豊かに育つ権利
5. 参加する権利

第 4 章 生活の場における権利の保障

1. 共通の責務と役割
2. 保護者の責務と役割
3. 施設関係者の責務と役割
4. 地域住民の責務と役割
5. 事業者の責務と役割
6. 市の責務と役割
7. 参加・意見表明の機会の保障
8. 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

第 3 章、第 4 章がくどい書き方になっている。同じことを繰り返さず、もっとダイレクトにできないか。

他市では、最初に「子どもの大切な権利」、次にそれをどう具体化するかということで「大人による子どもの権利保障」、その次に「子どもにやさしいまちづくりの推進」の章立てとしているが、構成が分かりやすい。

第 4 章の 7 と 8 を第 3 章に入れ、第 4 章の残り 1～6 を「大人による子どもの権利保障」と「子どもにやさしいまちづくりの推進」の 2 つに分ける。

大人の役割だけでなく、子どもの責務についても子どもにわかるように入れ込む。

第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済

1. 相談及び救済
2. 子どもの権利擁護委員の設置など
3. 委員の仕事
4. 申立てができること
5. 委員への協力
6. 勧告や要請への対応
7. 勧告や要請などの内容の公表
8. 委員に関する広報など
9. 調査員及び相談員（事務局）

第 6 章 施策の推進

1. 施策の推進
2. 推進計画

第 7 章 子どもの権利の保障の検証

1. 子どもの権利検証委員会の設置等
2. 答申等及び市の措置

第 6 章、第 7 章について、言葉は後で整理するとしても、どうやって進め、どうやって確かめるのかというプロセスとして一つの章立てとする。全体的にやわらかいイメージになる。

章立ての全体イメージ（5/12 現在）

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 子どもにとって大切な権利
- 第 3 章 大人の責務と役割
- 第 4 章 子どもにやさしい街づくり
- 第 5 章 権利救済の仕組み
- 第 6 章 推進と検証